

# 第49回全国左官技能競技大会 (北海道開催)

## 《実施要領書》

時期 令和5年8月9日(水)～12日(土)

場所 帯広市総合体育館-よつ葉アリーナ十勝-  
〒080-0030 北海道帯広市大通北1丁目1番地  
TEL0155-22-7828

主催 一般社団法人日本左官業組合連合会

後援 内閣府・国土交通省・厚生労働省  
(予定) 北海道・帯広市・静岡県賀茂郡松崎町  
一般財団法人建設業振興基金  
一般社団法人日本建設業連合会  
一般社団法人全国建設業協会  
中央職業能力開発協会  
一般社団法人全国技能士会連合会

## 第49回全国左官技能競技大会本部委員・実行委員及び審査委員名簿 「本部委員会」

委員長 石川 隆司 (東京都・日左連会長)  
委員 伊藤 俊一 (宮城県・日左連副会長・東北ブロック会長)  
委員 塚田 真一郎 (東京都・日左連副会長)  
委員 阿嶋 一浩 (東京都・日左連副会長)  
委員 伊藤 充隆 (愛知県・日左連副会長)  
委員 丸山 喜鶴 (広島県・日左連副会長)  
委員 立川 俊二 (徳島県・日左連副会長)  
委員 國土交通省不動産・建設経済局  
委員 厚生労働省人材開発統括官  
委員 中屋敷 剛 (北海道・北海道ブロック会長)  
委員 町田 卓大 (栃木県・関東ブロック会長)  
委員 内藤 浩 (山梨県・甲信越ブロック会長)  
委員 横井 良彦 (愛知県・東海ブロック会長)  
委員 小泉 嘉徳 (石川県・北陸ブロック会長)  
委員 北谷 吉弘 (大阪府・近畿ブロック会長)  
委員 丸山 喜鶴 (広島県・中国ブロック会長)  
委員 玉木 隆好 (香川県・四国ブロック会長)  
委員 吉次 良治 (長崎県・九州ブロック会長)

## 「左官技能委員会」

委員長 荒木 富士男 (福岡県・日左連理事)  
副委員長 中屋敷 剛 (北海道・日左連理事)  
副委員長 中村 貴宏 (山梨県・青年部)  
委員 北谷 吉弘 (大阪府・日左連理事)  
委員 松本 勉 (高知県・日左連理事)  
委員 小野 正明 (千葉県・青年部)

## 「第49回全国左官技能競技大会北海道実行委員会」

委員長 中屋敷 剛 (北海道・日左連理事)  
副委員長 長谷川 将志 (北海道・日左連理事) ・三塚 義光 (北海道)  
委員 足達 弘章 (北海道) ・石田 正和 (北海道)  
池上 宏則 (北海道) ・青木 宏光 (北海道)  
木村 弘志 (北海道) ・磯部 道弘 (北海道)  
美浪 利光 (北海道) ・釜澤 達也 (北海道)  
鈴木 肇 (北海道) ・南川 茂寿 (北海道)  
石川 竜人 (北海道) ・高橋 正幸 (北海道)  
篠岡 則行 (北海道) ・本間 博志 (北海道)  
尾崎 優子 (北海道) ・北原 英樹 (北海道)

## 「審査委員会」

委員長 荒木 富士男 (九州ブロック会・福岡県・日左連理事)  
副委員長 松本 勉 (左官技能委員会・高知県・日左連理事)  
委員 館花 猛 (関東ブロック会・神奈川県・日左連理事)  
委員 河合 英喜 (東海ブロック会・三重県・日左連理事)  
委員 島田 宰任 (北陸ブロック会・福井県)

# 第 49 回全国左官技能競技大会実施要領

## 目的

建築技術の変遷に即応した技術向上と有能技能工の確保、新資材を開発し建設業界の発展に寄与することを目的とする。

## 大会の名称

この大会の名称は「全国左官技能競技大会」(以下「大会」という)。

## 開催期日

大会の開催期日は、令和 5 年 8 月 9 日(水)～12 日(土)の 4 日間とする。

第 1 日目：8 月 9 日（水曜日）	開会式・競 技
第 2 日目：8 月 10 日（木曜日）	競 技
第 3 日目：8 月 11 日（金曜日）	競 技・審 査
第 4 日目：8 月 12 日（土曜日）	表彰式

## 開催場所

大会の開催場所は次の通りとする。

### 競技大会会場・開催式会場

「帯広市総合体育館 サブアリーナ (会場名：よつ葉アリーナ十勝)  
〒080-0030 北海道帯広市大通北 1 丁目 1 番地 TEL0155-22-7828

### 競技大会表彰式会場・競技課題コンペティション表彰式会場 (競技大会表彰式内の開催)

「北海道ホテル (予定)  
〒080-8511 北海道帯広市西 7 条南 19 丁目 1 番地 TEL0155-21-0001

## 1. 選手数

大会の選手数は、1ブロック1名、全国10ブロック会より選抜された優秀選手及びブロック会長より推薦のあった日左連会長推薦枠による最大5名の優秀選手の計15名（標準10名）によって開催する。

尚、会長推薦出場選手の取扱いについては、ブロック会長選抜選手と同様とする。

## 2. 委員会の設置

大会の円滑なる運営と厳正公平を期するため、本部委員会、左官技能委員会及び審査委員会を設置するものとする。

## 3. 本部委員会の構成と業務

(1) 本部委員会の構成は、正副会長、ブロック会長その他日左連会長より委嘱された者をもって構成する。

(2) 本部委員会の委員長は、日左連会長がこれにあたり、大会の運営業務を統率する。

## 4. 左官技能委員会の構成と業務

(1) 左官技能委員会は日左連理事会の議決を得た委員をもって構成する。

(2) 左官技能委員会の委員長1名は日左連会長が任命する。

(3) 左官技能委員会は、全国左官技能競技大会の企画、立案、運営等を検討し、大会の円滑な実行を期するため、実施要領書に基づき、業務を行うものとする。

大会の実働は、全国左官技能競技大会実行委員会を設置し、大会運営の全般を統括する。

## 5. 審査委員会の構成と業務

(1) 審査委員会は、以下の通り構成する。

### イ. 審査委員会の構成

①審査委員長1名は日左連会長が任命する。

②審査委員4名は、ブロック会推薦のあった候補者から3名を選出し、左官技能委員会推薦の者1名をもって構成する。

尚、ブロック会候補者は、選手を派遣した都道府県以外（北海道ブロック会については審査委員の推薦をする事が出来る）とする。

③副委員長の選任は、必要に応じて委員長の判断により1名をおくことが出来る。

④必要に応じて上記メンバーの他に外部審査委員1名を追加することができる。

### ロ. 審査委員の選出条件は、次ぎの事項に該当するものとする。

（但し5. の（1）のイ. の④の方は除く）

① 1級左官技能士

② 原則、競技大会に出場の経験者

③ 若年入職者への技能の継承と人材育成に努め、業界内での活動に尽力している方

④ ブロック会内で、優秀と認められる方

- ⑤ 青年部組織に積極的に活動し、参加している方
- (2) 審査委員会の業務は、採点基準、採点方法に基づき、実技試験の採点業務を厳正且つ、公平に行うものとする。
- イ. 競技
- 競技は、8の「競技」の実施要領により業務を行うものとする。
- ①採点基準、採点方法に基づいて遗漏なきよう、十分なる打ち合わせを行うこと。
- ②審査委員は、競技中及び競技終了後、採点基準、採点方法に基づき採点を行うこと。
- ③採点終了後は、採点用紙を点検し、競技の得点表の作成を行い表－1のとおり表彰者を決定するものとする。
- ④競技中、変更あるいは、有事発生の場合には、審査委員長は、直ちに実行委員長と協議し、直ちに処置をする。
- ⑤審査委員は審査の結果についての機密保持に努めること。

## 6. 全国左官技能競技大会実行委員会の構成と業務

- (1) 全国左官技能競技大会実行委員会は、左官技能委員会の副委員長（大会開催地会長）を委員長とし、左官技能委員会の承認を得た実行委員会委員（次回開催ブロック会2名を含む）をもって構成する。
- (2) 全国左官技能競技大会実行委員会の業務は、大会運営の全般を統括する。
- イ. 競技全般に関する業務
- ① 別に定める総務、審査に関する説明、放送、計時、材料・工具の準備、接待会場整備に関する全国左官技能競技大会実行委員会 業務分担表により円滑なる運営を図ること。
- ② 競技中、変更あるいは、有事発生の場合には、全国左官技能競技大会実行委員会 委員長が、その措置を決定する。
- ③ その他、大会中の一切の業務を行うこと。

表一1 全国左官技能競技大会表彰一覧案（予定）

区分	順位	優 勝 (1名)	準優勝 (1名)	3 位 (1名)	4・5・6 位(3名)	努力賞 (9名)
内閣総理大臣賞		賞状				
国土交通大臣賞		賞状				
厚生労働大臣賞		賞状				
国土交通省不動産・建設経済局長賞			賞状			
厚生労働省人材開発統括官賞			賞状			
北海道知事賞			賞状			
帯広市長賞				賞状		
長八賞状・副賞		賞状 副賞				
(一財)建設業振興基金理事長賞		賞状	賞状	賞状		
(一社)日本建設業連合会会長賞	賞状・賞金 賞杯	賞状・賞金 賞杯	賞状・賞金 賞杯	賞状・賞金 賞杯	賞金	賞金
(一社)全国建設業協会会长賞	賞状・賞杯	賞状・賞杯	賞状・賞杯	賞状・賞杯		
中央職業能力開発協会会长賞	賞状	賞状	賞状	賞状		
(一社)全国技能士会連合会	賞状	賞状	賞状	賞状		
日左連	会長賞状	賞状	賞状	賞状	賞状	賞状
	副賞（メダル・盾等）	金メダル	銀メダル	銅メダル	○	○
	賞金	○	○	○	○	○

## 8. 競技

競技は、次の方法により実施するものとする。

(1) 大会日程表に基づき実施する。

(2) 競技の項目は、「施工法」、「正確さ」、「外観」、「作業態度」、「不良施工法」、「アドバイス」及び「指定外工具の使用」とする。

(3) 「施工法」の採点は、審査委員が行うものとし、その採点方法は、「1」「2」「3」「4」の4段階(以下「4段階の判定」という)によって、次の基準並びに表一2により正数で評価するものとする。

### イ. 4段階の判定評価基準

「1」極めて高度な技能で有ると認められるもの。

「2」欠点が少なく、通常の技能より良いと認められるもの。

「3」通常の技能を示したもの。

「4」通常の技能より欠点が認められるもの。

4段階の判定配点区分表

表一2

評価基準 配点区分	採点1	採点2	採点3	採点4
5点の配点	5	4	3~2	1~0
10点の配点	10~9	8~6	5~3	2~0
15点の配点	15~14	13~11	10~5	4~0
20点の配点	20~19	18~15	14~8	7~0
25点の配点	25~21	20~16	15~10	9~0
30点の配点	30~27	26~22	21~15	14~0
50点の配点	50~46	45~40	39~26	25~0
100点の配点	100~90	89~70	69~50	49~0

(4) 施工方法の予備評価の欄は、評価得点の基準になるので、表一2により正数で記入するものとする。

(5) 評価得点の欄は、予備評価を参考にして、表一2により正数で評価の決定をする。

(6) 正確さ(寸法、角度、かせい度、水平)は配点表に示す個所を測定した誤差数を記入するものとする。

(7) 「外観」の採点は、表一2の100点の配点表により、審査委員が行うものとする。

(8) 作業時間は、全国左官技能競技大会実行委員会WG、審査委員長が協議のうえ、短縮又は延長できるものとする。

(9) 作業態度、不良施工法、アドバイス及び指定外工具の使用の事項に該当する場合には、×印をつけ、該当しない場合には、何もつけないものとする。

(10) 施工法の得点の決定は、審査委員5名により採点されたものを平均し、得点とするものとする。

(11) 正確さの得点は次のとおりとする。

イ. 与えられた配点により、前項6の誤差数を差し引いたものをもって得点とする。

ロ. イが配点より大きくなる場合には、配点合計より再び差し引いて得点を決定するものとする。

ハ. ロの得点がマイナスとなる場合には、零点とするものとする。

(12) 外観の得点の決定は、審査委員により採点されたものを平均し得点とするものとする。

(13) 作業時間の減点は、次のとおり採点するものとする。

イ. 標準時間より打切時間までを1分ごとに1点を減点するものとする。

ロ. 打切時間以降の作業については審査委員において協議する。

(14) 作業態度、不良施工法、アドバイス及び指定外工具の使用禁止の減点は、審査委員が協議のうえ、減点するものとする。

## 9. 最終得点の決定

最終得点の決定は、次のとおりとする。

(得点+減点残数) - その他の減点 = 最終得点

(1) 得点とは、施工法、外観の合計点とする。

(2) 減点とは、正確さ(寸法・角度・かせい度・水平度)の減点合計とする。

(3) その他の減点とは、作業時間、作業態度、不良施工法、アドバイス及び指定外工具の使用禁止の減点合計とする。

## 10. 入賞者(優勝から第3位及び4・5・6位)の決定・努力賞(7位~)について

入賞者(優勝から第3位及び4・5・6位)の決定及び順位は、次のとおりとする。

(1) 最終得点の高い者より、順次決定するものとする。

(2) 同点の場合には、年少者を上位とする。

(3) 入賞した優勝から第3位以外の選手の中で、上位3名は4・5・6位として表彰する。

努力賞については次のとおりとする。

(1) 入賞者(優勝から第3位及び4・5・6位)以外の者には努力賞を授与する。

- (2) 得点順位ではなく行政順位で公表するものとする。  
尚、得点と順位については出場選手の本人からのみ、事務局へ問合せし、  
事務局より出場選手本人のみへお伝えするものとする。その時に本人確認を行  
うことがある。

## 11. その他

- (1) 競技、大会運営についてのクレームは総務係において処理する。  
(2) ギャラリーによる応援はアドバイスと誤解を招かぬよう周知する。

以上